

神戸市市民福祉調査委員会・成年後見専門分科会について

1 成年後見制度利用促進法・利用促進基本計画について

平成 28 年 5 月、国において成年後見制度の理念の尊重・地域の需要に対応した成年後見制度の利用促進をはかるため、成年後見制度利用促進法が施行された。これに基づき、平成 29 年 3 月に利用促進基本計画がまとめられ、

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
- ② 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- ③ 不正防止の徹底と利用しやすさの調和

が定められた。さらに、市町村の役割として「利用促進に関する基本的な事項を調査審議するため、条例の定めるところにより審議会その他合議制の機関を設置するよう努める」とされている。

2 専門分科会について

市民福祉調査委員会には、特定の事項について調査・審議する「専門分科会」が常設されており、平成 31 年 4 月より「成年後見専門分科会」を新設する。

(専門分科会)

1. 民生委員審査専門分科会
2. 身体障害者福祉専門分科会
3. 児童福祉専門分科会
4. 精神保健福祉専門分科会
5. 市民福祉顕彰選考専門分科会
6. 介護保険専門分科会
7. (平成 31 年 4 月新設) 成年後見専門分科会

3 専門分科会の委員について

- (1) 委員数 10 人以内
- (2) 構成 専門職団体、学識経験者、支援者（高齢者地域包括支援センター等）など

4 専門分科会の内容について

これまで、弁護士会など専門職団体等と行ってきた議論の蓄積をふまえ、既存の福祉資源をさらに活用しながら成年後見制度の利用促進を図るため、関係機関との連携を進めるための方向性を議論。神戸ならではの実効性ある利用促進をはかっていく。